

参考資料

目次

I	チェックシート	…	1
II	農家民宿の設置に係る事前確認	…	2
III	農家民宿の開業に必要な主な消防用設備等について	…	12
IV	その他	…	13

岡山県農林水産部農村振興課
令和8年4月

I チェックシート

事前相談等のために、あなたの農家民宿構想を整理してみましょう。

項目	内容		関係する主な法令			
農林漁業体験	体験メニュー：		農山漁村余暇法			
立地場所	<input type="checkbox"/> 都市計画区域 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>市街化区域</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>市街化調整区域（開業不可の場合あり）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>非線引都市計画区域</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域（開業不可の場合あり）	<input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域		都市計画法ほか ※農地法、農振法等の制限を受けることがある。
	<input type="checkbox"/> 市街化区域					
<input type="checkbox"/> 市街化調整区域（開業不可の場合あり）						
<input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域						
<input type="checkbox"/> 都市計画区域外						
客室の数・面積・位置	部屋数 部屋 客室の延床面積 m ² 農家民宿部分の延床面積 m ² 客室の位置 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> その他（ ）		旅館業法 建築基準法			
宿泊定員数	一日の宿泊定員数 人／日		旅館業法			
お風呂	<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 水道水） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/>家庭用と共用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>宿泊客専用</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用	<input type="checkbox"/> 宿泊客専用		旅館業法ほか	
	<input type="checkbox"/> 家庭用と共用					
<input type="checkbox"/> 宿泊客専用						
<input type="checkbox"/> なし（近隣の浴場利用） 浴場名：						
トイレ	<input type="checkbox"/> 和式 大（ ）個 小（ ）個 <input type="checkbox"/> 家庭用と共用 <input type="checkbox"/> 洋式（ ）個 <input type="checkbox"/> 宿泊客専用		旅館業法 食品衛生法			
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 一泊二食付 <input type="checkbox"/> 一泊朝食付 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 一泊朝食付＋郷土料理体験 <input type="checkbox"/> 素泊まり式 <input type="checkbox"/> 自炊式 <input type="checkbox"/> 郷土料理体験		食品衛生法 —			
加工食品の製造販売	品名：		食品衛生法ほか			
送迎	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 最寄りの駅まで <input type="checkbox"/> それ以外（具体的に記入） []		— 道路運送法 —			
	<input type="checkbox"/> なし		—			
上水道	<input type="checkbox"/> 水道水		— 旅館業法、食品衛生法（水質検査）			
	<input type="checkbox"/> 井戸水等					
下水道	<input type="checkbox"/> 下水道		下水道法			
	<input type="checkbox"/> 浄化槽		浄化槽法、建築基準法（人槽算定）			
営業期間	<input type="checkbox"/> 通年営業 （定休日 曜日） <input type="checkbox"/> 季節営業 月 日～ 月 日 <input type="checkbox"/> 週末営業					
料金設定	<input type="checkbox"/> 体験指導料 円／人 <input type="checkbox"/> 素泊まり式 円／人					
	<input type="checkbox"/> 一泊二食付 円／人 <input type="checkbox"/> 自炊式 円／人					
	<input type="checkbox"/> 一泊朝食付 円／人 <input type="checkbox"/> 郷土料理体験 円／人					
予約方法	<input type="checkbox"/> 電話（FAX） <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他	宣 伝 方 法 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> チラシ配布 <input type="checkbox"/> その他				
	具体的に記入					
保険加入	具体的に記入					

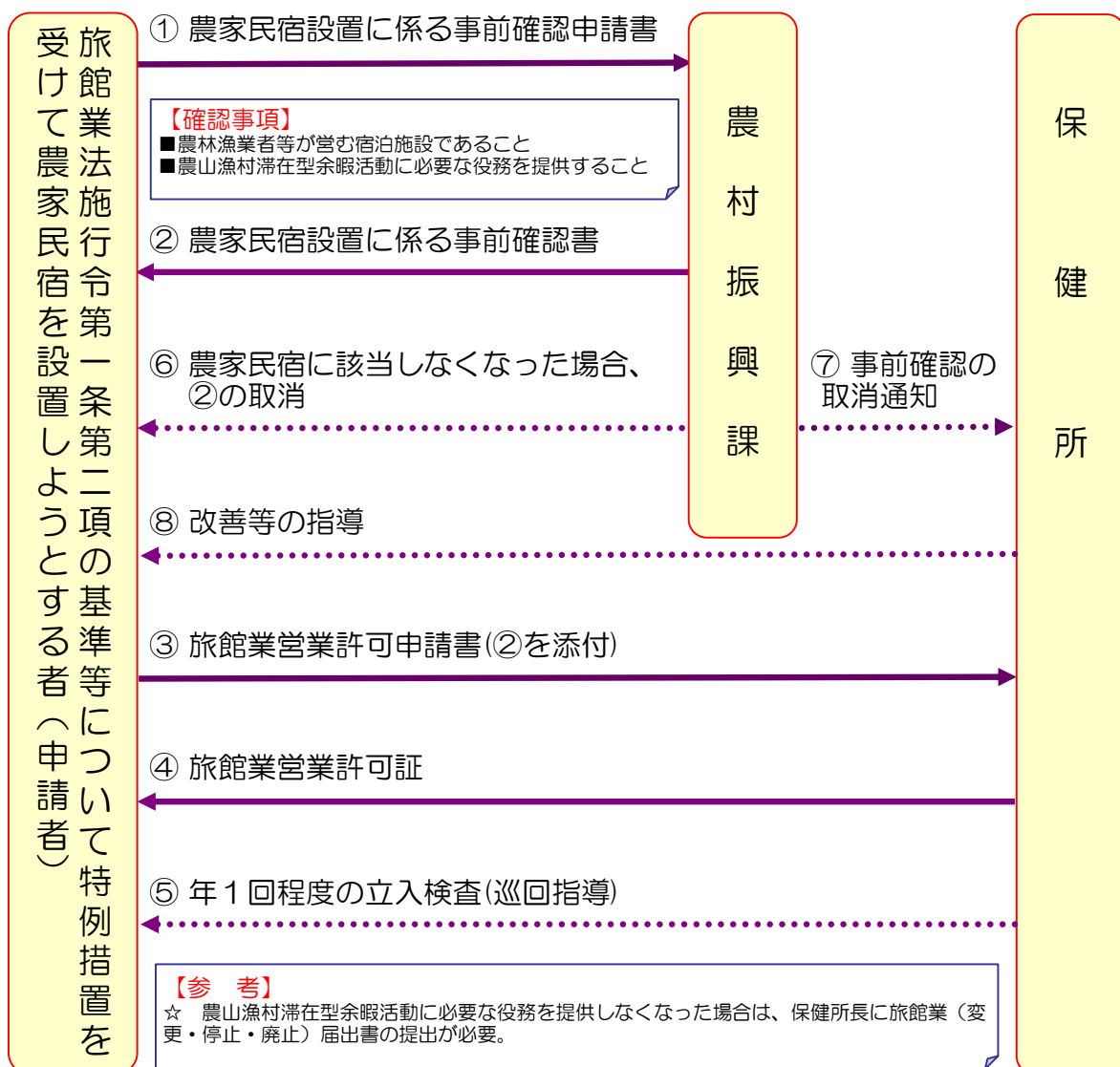
II 農家民宿設置に係る事前確認

1 農家民宿の設置に係る事前確認フロー図

☆ 農林漁業者等が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設を農家民宿という。

☆ 旅館業を営もうとする者は、旅館業法第3条第1項に基づき、都道府県知事(岡山市、倉敷市にあっては市長)の許可を受けなければならないが、農家民宿の設置にあたっては、旅館業法施行規則第5条第2項に基づき、旅館業法施行令第1条第2項の基準(簡易宿所の客室延べ床面積が33㎡以上であること)について、特例措置を受けることができる。

(その他にも、食品衛生法や建築基準法などの特例措置を受けることができる場合がある。)



2 農家民宿の設置に係る事前確認の取扱いについて

岡山県農林水産部農村振興課
(平成18年10月24日施行)
(令和8年4月10日最終改正)

1 趣旨

農林漁業者又は農林漁業者以外の者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿業」という。）を営む施設（以下「農家民宿」という。）を設置する場合、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件を適用しないなどの特例措置を受けようとする施設について、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することの事前確認を次のとおり定めるものである。

2 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条に定める内容とする。

3 事前確認申請書の提出

農家民宿についての旅館業法（昭和23年法律第138号）等の特例措置を受けようとする者は、営業許可を申請する前に、「農家民宿設置に係る事前確認申請書」（別紙様式1）及び「余暇活動に必要な役務の内容」（別紙様式2）を農村振興課長に提出するものとする。

4 事前確認書の交付

農村振興課長は、上記の申請内容を事前確認申請書及び必要に応じて現地確認により審査し、相当と認めた場合は、「農家民宿設置に係る事前確認書」（別紙様式3）を交付するものとする。

なお、事前確認書の交付を受けた者は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、「旅館業営業許可申請書」を提出する際、その写しを添付するものとする。

5 事前確認の取消

農村振興課長は、事前確認の対象となった農家民宿が、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合には、これを取り消すことができる。

なお、事前確認を取り消した場合は、当該農家民宿の所在地を管轄する保健所長に、その旨を通知するものとする。

6 特例措置を受けた農家民宿業営業者の義務

(1) 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という。）を締結すること。ただし、保険契約

等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。

(2) 宿泊者数及び提供した役務内容を記載した整理簿（別紙様式4）を年度終了後、翌年度の4月末日までに農村振興課長に提出すること。

7 指導

農村振興課長は、農家民宿の営業が安全かつ適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容について

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」抜粋
(平成7年4月1日施行)

(農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務)

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

二 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

三 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

農家民宿設置に係る事前確認申請書

令和 年 月 日

岡山県農林水産部農村振興課長 殿

申請者 氏名(法人にあっては、
名称及び代表者氏名) _____
住 所 _____
電話番号 () - _____

旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件などの特例措置を受けたいので、下記施設について、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条に該当することを確認願います。

1 施設の概要

宿泊施設	施設名称	
	所有者	
	所在地	
	客室面積等	面積 m ²
	居宅の有無	有 ・ 無

2 農家民宿業を営む主体(該当箇所に○)

農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他 ()

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の概要

役務の内容	提供する役務の内容にチェックを入れ、具体的な内容を別紙様式2に記入してください。 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験の指導 <input type="checkbox"/> 農林水産物の加工又は調理の体験の指導 <input type="checkbox"/> 地域の農林水産業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与 <input type="checkbox"/> 農用地・森林・漁場等の案内 <input type="checkbox"/> 農作業体験施設等や農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 <input type="checkbox"/> 以上の役務の提供のあつせん	
	余暇活動場所	
	所有者	
	所在地	
	種別・面積	

※ 複数ある場合は別紙記入のこと。

4 添付書類

- ① 余暇活動に必要な役務の内容(別紙様式2)
- ② 宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

余暇活動に必要な役務の内容

体験メニューの参考

滞在型余暇活動に必要な役務		具体例
農村	1.農作業の体験の指導 2.農産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 4.農用地その他の農業資源の案内 5.農作業体験施設等を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植えや稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 等 もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り 等 地域の伝統行事、雪かき、かかし作り 等 農業用ため池への案内 等 郷土料理教室等の利用 等 地域の協力してくれる農家への紹介
山村	1.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 2.林産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 4.森林の案内 5.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、椎茸作り 等 干し椎茸作り、山菜料理作り 等 炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り 等 森林散策、里山案内 等
漁村	1.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 2.水産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 4.漁場の案内 5.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、編の管理作業 等 魚のさばき方、干物作り 等 浜釣り 等

資料：農林水産省「グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿開業・運営の手引き」（平成28年3月）P.24により作成

NO.	体験メニュー	体験場所（施設名）	体験料金・時間・人数	体験期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

(別紙様式1)

記入例

農家民宿設置に係る事前確認申請書

令和 ○年 ○月 ○日

岡山県農林水産部農村振興課長 殿

申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 里山 育三
住所 △△郡△△町△△-△△
電話番号 (□□□□) □□ -□□□□

旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第2条及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第2項に規定する簡易宿所営業の施設の面積要件などの特例措置を受けたいので、下記施設について、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条に該当することを確認願います。

1 施設の概要

宿泊施設	施設名称	民宿「なごみ亭」
	所有者	里山 育三
	所在地	△△郡△△町△△-△△
	客室面積等	面積 30 m ²
	居宅の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

2 農家民宿業を営む主体(該当箇所○)

農業者 ・ 林業者 ・ 漁業者 ・ その他 ()

3 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の概要

役務の内容	提供する役務の内容にチェックを入れ、具体的な内容を別紙様式2に記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 農林漁業体験の指導 <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産物の加工又は調理の体験の指導 <input type="checkbox"/> 地域の農林水産業又は農山漁村の生活・文化に関する知識の付与 <input type="checkbox"/> 農用地・森林・漁場等の案内 <input type="checkbox"/> 農作業体験施設等や農山漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 <input type="checkbox"/> 以上の役務の提供のあつせん	
余暇活動場所	所有者	里山 育三
	所在地	△△郡△△町△△-△△
	種別・面積	田・15a

※ 複数ある場合は別紙記入のこと。

4 添付書類

- ① 余暇活動に必要な役務の内容(別紙様式2)
- ② 宿泊施設と役務を提供する場所の位置図・写真

余暇活動に必要な役務の内容

体験メニューの参考

滞在型余暇活動に必要な役務		具体例
農村	1.農作業の体験の指導 2.農産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 4.農用地その他の農業資源の案内 5.農作業体験施設等を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植えや稲刈り等米の栽培作業、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 等 もちつき、そば打ち、漬物作り、こんにゃく作り 等 地域の伝統行事、雪かき、かかし作り 等 農業用ため池への案内 等 郷土料理教室等の利用 等 地域の協力してくれる農家への紹介
山村	1.森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 2.林産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 4.森林の案内 5.山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、椎茸作り 等 干し椎茸作り、山菜料理作り 等 炭焼き、木工細工、つる細工のクラフト作り 等 森林散策、里山案内 等
漁村	1.漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 2.水産物の加工又は調理の体験の指導 3.地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 4.漁場の案内 5.漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 6.前各号に掲げる役務の提供のあっせん	地引網、編の管理作業 等 魚のさばき方、干物作り 等 浜釣り 等

資料：農林水産省「グリーン・ツーリズム 農林漁家民宿開業・運営の手引き」（平成28年3月）P.24により作成

NO.	体験メニュー	体験場所（施設名）	体験料金・時間・人数	体験期間
1	田植え体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	2,000円	6月
2	収穫体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	1,000円	通年
3	郷土料理調理体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	3,000円	通年
4	山菜収穫体験	△△郡△△町△△ -△△（自宅前）	2,000円	4～5月
5				
6				
7				
8				

※複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

(別紙様式3)

農 振 第 号
令和 年 月 日

氏 名： _____ 殿
住 所： _____

岡山県農林水産部農村振興課長

農家民宿設置に係る事前確認書

令和 年 月 日付けで提出のあった「農家民宿設置に係る事前確認申請書」について審査したところ、役務の内容が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条に該当することを確認しました。

なお、本確認書は、旅館業等の営業許可を約束するものではありません。許可を受けるために必要な施設基準等は、各種手続の相談窓口によく御確認ください。

記

項 目	内 容	
確認した施設の概要	施設名称	
	所有者	
	所在地	
	客室面積等	面積 m ²
	居宅の有無	
	農林漁業者の種別	
確認した役務の内容		

【特例措置を受けた農家民宿業営業者の義務】

- 1 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（以下「保険契約等」という）を締結すること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りでない。
- 2 宿泊者数及び提供した役務内容を記載した整理簿（別紙様式4）を年度終了後、翌年度の4月末日までに農村振興課長に提出すること。

（参 考）

農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供しなくなった場合は、当該農家民宿の所在地を所管する保健所長に、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条に基づき、旅館業（変更・停止・廃止）届出書の提出が必要です。

(別紙様式4)

宿泊者数及び提供した役務の内容整理簿

宿泊施設名 _____
 運営事業者名 _____
 宿泊施設の所在地 _____

エリア _____
 市町村 _____

1. 総宿泊者数

宿泊者数（宿泊した場合でも、1泊のみカウント） 例) 1人が2泊した場合→「1」とカウントしてください。 (ただし、連泊でなく、1人が1泊を2回した場合は「2」とカウントしてください。)		人
うち訪日外国人宿泊者数		人
延べ宿泊者数（連泊した場合、宿泊日数分カウント） 例) 1人が2泊した場合→「2」とカウントしてください。		人
うち訪日外国人延べ宿泊者数		人

・延べ人数及び実人数の片方のみ把握している場合は、片方のみ記入してください。

2. 1のうち農林漁業体験者数

総宿泊者のうち、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（農林漁業体験）を提供した宿泊者について、以下の内容を記入してください。

NO.	令和 年度		宿泊者数 (子ども：18歳未満)				うち訪日外国人宿泊者数 (子ども：18歳未満)				国名	役務の内容 (農林漁業体験の内容)	農業体験 (稲作)	農業体験 (野菜)	農業体験 (果物)	畜産体験	漁業体験	自然体験	動物ふれ あい体験	生活・文 化体験	アート・ 工作体験	料理体験	その他			
	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども														人		
1	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
2	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
3	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
4	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
5	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
6	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
7	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
8	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
9	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
10	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
11	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
12	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
13	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
14	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
15	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
16	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
17	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
18	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
19	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
20	月	日	泊	大人	人	子ども	人	大人	人	子ども	人															
計				大人	0	人	子ども	0	人	大人	0	人	子ども	0	人	←黄色セルは自動算出されます。										
				大人+子ども				0	人	大人+子ども				0	人											

・連泊の場合は、日付の右欄に泊数を記入してください。

・「役務の内容」欄には、提供した農林漁業体験の内容を記入してください。

・必要に応じ、行数を増やして使用してください。

・1の総宿泊者数並びに2のうち訪日外国人旅行者の国名及び人数については任意記入ですが、今後の県事業の推進のための基礎資料とさせていただきますので、できる限り記入に御協力をお願いいたします。

Ⅲ 農家民宿の開業に必要となる主な消防用設備等について

消防用設備	条 件
消火器具	延べ面積が150㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上
屋内消火栓設備	延べ面積が700㎡以上
	地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が150㎡以上
自動火災報知設備	延べ面積に係わらず設置を義務付け
	延べ床面積300㎡未満の宿泊施設は特定小規模施設用自動火災報知設備が利用できる
漏電火災報知設備	ラス入りモルタルで造られた天井や壁等を有する150㎡以上のもの
	契約電力量が50アンペアを超えるもの
消防機関へ通知する 火災報知設備	延べ面積500㎡以上
	一定の要件を満たせば設置免除の場合がある
非常警報設備	収容人員が20人以上のもの
避難器具	地階又は2階以上の階で、収容人員は30人以上のもの
	3階以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの
誘導灯、誘導標識	全て設置
	一定の要件を満たせば設置免除の場合がある
防災物品の使用	該当するものには必要
防火管理者の選任	収容人員が30人以上のもの

※上記は、消防法で求められる主な対応を整理したものです。建物の規模や形状によっては、他の対応が求められる場合や、各自治体により条例が定められている場合もありますので必ず消防本部へ確認してください。

V その他

1 宿泊約款について

宿泊に関するトラブルを避けるため、下記の「宿泊約款の例」を参考に、自分たちの農家民宿のルールを作成してみましょう。

宿泊約款の例

(適用範囲)

第1条

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名、年令、性別、住所及び職業
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 4. その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(予約金)

第3条

1. 当館は宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
2. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第15条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。
3. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、

(宿泊引受け拒絶)

第4条

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
 1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。

3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
7. 岡山県条例に特に規定される場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除)

第5条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除)

第6条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 1. 第4条第3号から第7号までに該当することになったとき。
 2. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業。
 2. 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日。
 3. 出発日及び出発予定時刻。
 4. その他当館が必要と認める事項。

(利用規則の遵守)

第8条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間等)

第9条

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

1. 門限 23:00
2. ルームサービス 7:00～22:00
3. 食事の提供時間

朝食	7:00～8:30
昼食	11:30～13:00
夕食	18:00～20:00

4. 客室使用時間 15:00～翌朝 10:00
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
5. 前各項の時間は臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、帳場において行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第11条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第12条

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(貴重品の扱い)

第13条

1. 宿泊客が帳場にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(駐車の責任)

第14条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第15条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第10条第1項関係)

内 訳		
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	1. 基本宿泊料 (一泊素泊まり) 大人 (中学生以上) ○○円/人 小人・幼児 (小学生以下) ○○円/人 2. 食事 朝食 ○○円/人、夕食 ○○円/人 3. キッチン使用料 ○○円/人
	体験料金	1. ▲▲体験料 ○○円/人 (1～2時間程度) 2. ■■体験料 ○○円/人 (1時間程度)

別表第2 違約金 (第5条第2項関係)

キャンセル内容	不泊・又は当日	3～1日前	7～4日前	13～8日前	30～14日前
基本宿泊料に対する 違約金の比率	100%	60%	40%	20%	10%